

◎「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金取扱要領」新旧対照表
 (令和3年2月26日保連発0226第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知別紙)

傍線部分は改正箇所

改正後	現 行
<p>別 紙 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫補助金取扱要領</p> <p>第1 (略) 第2 (略) 第3 (略) 第4 その他</p> <p>1. 対象経費に関する留意事項 (略)</p> <p><u>2. 本負担金の証拠書類の保管に関する留意事項</u> <u>本負担金の証拠書類の保管については、以下の通りとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県は、交付申請及び実績報告時に市区町村から提出された書類及び事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、負担金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。</u></p> <p><u>(2) 市区町村は、交付申請及び実績報告時に交付額の算定及び負担金の交付額を算定した際に使用したデータ、資料、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調査及び証拠書類を事業の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。</u></p> <p><u>【証拠書類の具体的内容】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・『基本項目のみ』及び『基本項目+詳細項目』の実施者数が分かる資料 ・本事業に係る支出額が分かる資料(見積書、契約書、請求書等) ・本負担金交付要綱の6、7、8、10に定める交付の条件や手続きにおいて作成した書類及び受領した書類 	<p>別 紙 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫補助金取扱要領</p> <p>第1 (略) 第2 (略) 第3 (略) 第4 その他</p> <p>1. 対象経費に関する留意事項 (略)</p>